

国空航第 1780 号  
令和 3 年 11 月 4 日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長  
(公印省略)

### 着陸進入時の安全確認の実施について

平素より航空安全行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

オーバーラン事故等の防止の観点から、国際民間航空条約第 6 附属書の一部改正がなされ、飛行機が着陸進入する際、機長が滑走路面状態の情報と航空機の着陸性能を考慮して安全に着陸できることが確認できない限り、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満への進入を継続してはならない旨の国際標準が規定されました。

これを踏まえ、航空運送事業者の運航する飛行機については、運航規程審査要領細則の一部改正（令和 3 年 9 月 13 日 国空航第 1323 号）により、着陸進入時の安全確認の実施を義務付けたところです。

一方、航空運送事業者以外のものが運航する飛行機のうち、最大離陸重量が 5,700kg を超えるもの又はターボジェットエンジンを装備したものについても、国際標準として着陸進入時の安全確認の実施が義務付けられるとともに、これら以外の飛行機についても安全確認の実施が勧告されているところです。

つきましては、本趣旨に鑑み、オーバーラン事故等の防止の観点から、貴会傘下会員等に対しまして、下記事項の周知を図り、その徹底を要請していただきまますようよろしくお取り計らい願います。

### 記

#### (着陸進入時の安全確認の実施)

1. 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機の操縦士は、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満に進入するまでに、滑走路の状態及び航空機の着陸性能を考慮した着陸の安全確認を実施しなければならないこと。
2. 上記以外の飛行機の操縦士においても、当該安全確認を実施すべきこと。

以上

国空航第 1780 号  
令和 3 年 11 月 4 日

一般社団法人日本新聞協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長  
(公印省略)

### 着陸進入時の安全確認の実施について

平素より航空安全行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

オーバーラン事故等の防止の観点から、国際民間航空条約第 6 附属書の一部改正がなされ、飛行機が着陸進入する際、機長が滑走路面状態の情報と航空機の着陸性能を考慮して安全に着陸できることが確認できない限り、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満への進入を継続してはならない旨の国際標準が規定されました。

これを踏まえ、航空運送事業者の運航する飛行機については、運航規程審査要領細則の一部改正（令和 3 年 9 月 13 日 国空航第 1323 号）により、着陸進入時の安全確認の実施を義務付けたところです。

一方、航空運送事業者以外のものが運航する飛行機のうち、最大離陸重量が 5,700kg を超えるもの又はターボジェットエンジンを装備したものについても、国際標準として着陸進入時の安全確認の実施が義務付けられるとともに、これら以外の飛行機についても安全確認の実施が勧告されているところです。

つきましては、本趣旨に鑑み、オーバーラン事故等の防止の観点から、貴会傘下会員等に対しまして、下記事項の周知を図り、その徹底を要請していただきまますようよろしくお取り計らい願います。

### 記

#### (着陸進入時の安全確認の実施)

1. 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機の操縦士は、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満に進入するまでに、滑走路の状態及び航空機の着陸性能を考慮した着陸の安全確認を実施しなければならないこと。
2. 上記以外の飛行機の操縦士においても、当該安全確認を実施すべきこと。

以上

国空航第 1780 号  
令和 3 年 11 月 4 日

一般社団法人日本飛行連盟 理事長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長  
(公印省略)

### 着陸進入時の安全確認の実施について

平素より航空安全行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

オーバーラン事故等の防止の観点から、国際民間航空条約第 6 附属書の一部改正がなされ、飛行機が着陸進入する際、機長が滑走路面状態の情報と航空機の着陸性能を考慮して安全に着陸できることが確認できない限り、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満への進入を継続してはならない旨の国際標準が規定されました。

これを踏まえ、航空運送事業者の運航する飛行機については、運航規程審査要領細則の一部改正（令和 3 年 9 月 13 日 国空航第 1323 号）により、着陸進入時の安全確認の実施を義務付けたところです。

一方、航空運送事業者以外のものが運航する飛行機のうち、最大離陸重量が 5,700kg を超えるもの又はターボジェットエンジンを装備したものについても、国際標準として着陸進入時の安全確認の実施が義務付けられるとともに、これら以外の飛行機についても安全確認の実施が勧告されているところです。

つきましては、本趣旨に鑑み、オーバーラン事故等の防止の観点から、貴会傘下会員等に対しまして、下記事項の周知を図り、その徹底を要請していただきまますようよろしくお取り計らい願います。

### 記

#### (着陸進入時の安全確認の実施)

1. 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機の操縦士は、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満に進入するまでに、滑走路の状態及び航空機の着陸性能を考慮した着陸の安全確認を実施しなければならないこと。
2. 上記以外の飛行機の操縦士においても、当該安全確認を実施すべきこと。

以上

国空航第 1780 号  
令和 3 年 11 月 4 日

一般財団法人日本航空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長  
(公印省略)

### 着陸進入時の安全確認の実施について

平素より航空安全行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

オーバーラン事故等の防止の観点から、国際民間航空条約第 6 附属書の一部改正がなされ、飛行機が着陸進入する際、機長が滑走路面状態の情報と航空機の着陸性能を考慮して安全に着陸できることが確認できない限り、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満への進入を継続してはならない旨の国際標準が規定されました。

これを踏まえ、航空運送事業者の運航する飛行機については、運航規程審査要領細則の一部改正（令和 3 年 9 月 13 日 国空航第 1323 号）により、着陸進入時の安全確認の実施を義務付けたところです。

一方、航空運送事業者以外のものが運航する飛行機のうち、最大離陸重量が 5,700kg を超えるもの又はターボジェットエンジンを装備したものについても、国際標準として着陸進入時の安全確認の実施が義務付けられるとともに、これら以外の飛行機についても安全確認の実施が勧告されているところです。

つきましては、本趣旨に鑑み、オーバーラン事故等の防止の観点から、貴会傘下会員等に対しまして、下記事項の周知を図り、その徹底を要請していただきまますようよろしくお取り計らい願います。

### 記

#### (着陸進入時の安全確認の実施)

1. 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機の操縦士は、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満に進入するまでに、滑走路の状態及び航空機の着陸性能を考慮した着陸の安全確認を実施しなければならないこと。
2. 上記以外の飛行機の操縦士においても、当該安全確認を実施すべきこと。

以上

国空航第 1780 号  
令和 3 年 11 月 4 日

NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長  
(公印省略)

### 着陸進入時の安全確認の実施について

平素より航空安全行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

オーバーラン事故等の防止の観点から、国際民間航空条約第 6 附属書の一部改正がなされ、飛行機が着陸進入する際、機長が滑走路面状態の情報と航空機の着陸性能を考慮して安全に着陸できることが確認できない限り、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満への進入を継続してはならない旨の国際標準が規定されました。

これを踏まえ、航空運送事業者の運航する飛行機については、運航規程審査要領細則の一部改正（令和 3 年 9 月 13 日 国空航第 1323 号）により、着陸進入時の安全確認の実施を義務付けたところです。

一方、航空運送事業者以外のものが運航する飛行機のうち、最大離陸重量が 5,700kg を超えるもの又はターボジェットエンジンを装備したものについても、国際標準として着陸進入時の安全確認の実施が義務付けられるとともに、これら以外の飛行機についても安全確認の実施が勧告されているところです。

つきましては、本趣旨に鑑み、オーバーラン事故等の防止の観点から、貴会傘下会員等に対しまして、下記事項の周知を図り、その徹底を要請していただきまますようよろしくお取り計らい願います。

### 記

#### (着陸進入時の安全確認の実施)

1. 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機の操縦士は、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満に進入するまでに、滑走路の状態及び航空機の着陸性能を考慮した着陸の安全確認を実施しなければならないこと。
2. 上記以外の飛行機の操縦士においても、当該安全確認を実施すべきこと。

以上

国空航第 1780 号  
令和 3 年 11 月 4 日

操縦士養成大学連絡協議会 幹事大学  
第一工科大学 航空工学部 航空操縦学専攻 島藤 力 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長  
(公印省略)

### 着陸進入時の安全確認の実施について

平素より航空安全行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

オーバーラン事故等の防止の観点から、国際民間航空条約第 6 附属書の一部改正がなされ、飛行機が着陸進入する際、機長が滑走路面状態の情報と航空機の着陸性能を考慮して安全に着陸できることが確認できない限り、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満への進入を継続してはならない旨の国際標準が規定されました。

これを踏まえ、航空運送事業者の運航する飛行機については、運航規程審査要領細則の一部改正（令和 3 年 9 月 13 日 国空航第 1323 号）により、着陸進入時の安全確認の実施を義務付けたところです。

一方、航空運送事業者以外のものが運航する飛行機のうち、最大離陸重量が 5,700kg を超えるもの又はターボジェットエンジンを装備したものについても、国際標準として着陸進入時の安全確認の実施が義務付けられるとともに、これら以外の飛行機についても安全確認の実施が勧告されているところです。

つきましては、本趣旨に鑑み、オーバーラン事故等の防止の観点から、貴会関係大学等に対しまして、下記事項の周知を図り、その徹底を要請していただきまますようよろしくお取り計らい願います。

### 記

#### (着陸進入時の安全確認の実施)

- 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機の操縦士は、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満に進入するまでに、滑走路の状態及び航空機の着陸性能を考慮した着陸の安全確認を実施しなければならないこと。
- 上記以外の飛行機の操縦士においても、当該安全確認を実施すべきこと。

以上

国空航第 1780 号  
令和 3 年 11 月 4 日

海上保安庁警備救難部管理課長 殿

航空局安全部運航安全課長  
(公印省略)

### 着陸進入時の安全確認の実施について

平素より航空安全行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

オーバーラン事故等の防止の観点から、国際民間航空条約第 6 附属書の一部改正がなされ、飛行機が着陸進入する際、機長が滑走路面状態の情報と航空機の着陸性能を考慮して安全に着陸できることが確認できない限り、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満への進入を継続してはならない旨の国際標準が規定されました。

これを踏まえ、航空運送事業者の運航する飛行機については、運航規程審査要領細則の一部改正（令和 3 年 9 月 13 日 国空航第 1323 号）により、着陸進入時の安全確認の実施を義務付けたところです。

一方、航空運送事業者以外のものが運航する飛行機のうち、最大離陸重量が 5,700kg を超えるもの又はターボジェットエンジンを装備したものについても、国際標準として着陸進入時の安全確認の実施が義務付けられるとともに、これら以外の飛行機についても安全確認の実施が勧告されているところです。

つきましては、本趣旨に鑑み、オーバーラン事故等の防止の観点から、下記事項の徹底を要請いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

#### 記

##### (着陸進入時の安全確認の実施)

1. 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機の操縦士は、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満に進入するまでに、滑走路の状態及び航空機の着陸性能を考慮した着陸の安全確認を実施しなければならないこと。
2. 上記以外の飛行機の操縦士においても、当該安全確認を実施すべきこと。

以上

国空航第 1780 号  
令和 3 年 11 月 4 日

交通管制部運用課長 殿

安全部運航安全課長  
(公印省略)

### 着陸進入時の安全確認の実施について

平素より航空安全行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

オーバーラン事故等の防止の観点から、国際民間航空条約第 6 附属書の一部改正がなされ、飛行機が着陸進入する際、機長が滑走路面状態の情報と航空機の着陸性能を考慮して安全に着陸できることが確認できない限り、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満への進入を継続してはならない旨の国際標準が規定されました。

これを踏まえ、航空運送事業者の運航する飛行機については、運航規程審査要領細則の一部改正（令和 3 年 9 月 13 日 国空航第 1323 号）により、着陸進入時の安全確認の実施を義務付けたところです。

一方、航空運送事業者以外のものが運航する飛行機のうち、最大離陸重量が 5,700kg を超えるもの又はターボジェットエンジンを装備したものについても、国際標準として着陸進入時の安全確認の実施が義務付けられるとともに、これら以外の飛行機についても安全確認の実施が勧告されているところです。

つきましては、本趣旨に鑑み、オーバーラン事故等の防止の観点から、下記事項の徹底を要請いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

#### 記

##### (着陸進入時の安全確認の実施)

1. 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機の操縦士は、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満に進入するまでに、滑走路の状態及び航空機の着陸性能を考慮した着陸の安全確認を実施しなければならないこと。
2. 上記以外の飛行機の操縦士においても、当該安全確認を実施すべきこと。

以上

国空航第 1780 号  
令和 3 年 11 月 4 日

独立行政法人航空大学校 理事長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長  
(公印省略)

### 着陸進入時の安全確認の実施について

平素より航空安全行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

オーバーラン事故等の防止の観点から、国際民間航空条約第 6 附属書の一部改正がなされ、飛行機が着陸進入する際、機長が滑走路面状態の情報と航空機の着陸性能を考慮して安全に着陸できることが確認できない限り、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満への進入を継続してはならない旨の国際標準が規定されました。

これを踏まえ、航空運送事業者の運航する飛行機については、運航規程審査要領細則の一部改正（令和 3 年 9 月 13 日 国空航第 1323 号）により、着陸進入時の安全確認の実施を義務付けたところです。

一方、航空運送事業者以外のものが運航する飛行機のうち、最大離陸重量が 5,700kg を超えるもの又はターボジェットエンジンを装備したものについても、国際標準として着陸進入時の安全確認の実施が義務付けられるとともに、これら以外の飛行機についても安全確認の実施が勧告されているところです。

つきましては、本趣旨に鑑み、オーバーラン事故等の防止の観点から、下記事項の徹底を要請いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

#### 記

##### (着陸進入時の安全確認の実施)

- 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又はターボジェットエンジンを装備した飛行機の操縦士は、空港等からの高さ 300 メートル (1,000 フィート) 未満に進入するまでに、滑走路の状態及び航空機の着陸性能を考慮した着陸の安全確認を実施しなければならないこと。
- 上記以外の飛行機の操縦士においても、当該安全確認を実施すべきこと。

以上